

FAQ（よくあるご質問）

■ 目次 ■

研究開発の体制	2
助成金の交付先となる大学等について	
共同研究等について	
共同研究等を実施する企業について	
大学等と企業との共同研究等の契約について	
主任研究者・登録研究員について	
所属機関の変更について	
研究開発の内容	8
研究開発分野について	
実用化について	
研究開発計画の変更について	
成果について	
出口イメージについて	
事業期間・事業規模（助成対象費用）	9
事業期間について	
事業中の評価（ステージゲート審査、中間評価）について	
事業規模について	
企業からの共同研究等費について	
助成対象となる費用について	
助成金の支払について	
e-Rad 関係	12
e-Rad での申請について	
その他	12
重複申請について	
提案書類の提出について	
産業財産権について	
事業費で取得した財産の取扱いについて	
収益納付について	
次回公募について	

	Q.	A.
研究開発の体制		
助成金の交付先となる大学等について	助成金の交付先は大学等の機関とのことだが、同一機関から複数の研究者が応募することは可能ですか？	可能です。同一機関から複数の研究者が連名で 1 件の研究開発テーマを提案することも、それぞれ異なる研究開発テーマを提案することもできます。
	同一機関から一人の研究者が複数のテーマで応募することは可能ですか？	事業目的・研究開発内容が異なる提案であれば、同じフェーズであっても、別のフェーズであっても、複数の応募は可能です。 但し、事業目的・研究開発内容が同様である場合は、重複して助成を受けることはできません。また、マッチングサポートフェーズに提案するテーマは、提案時点において、企業と共同研究等を行う予定が無いものに限ります。 なお、応募中・実施中の事業が複数ある研究者については、審査においてエフォートの観点も勘案します。
	複数の大学や国研の研究者のチームで応募することは可能ですか？	可能です。 なお、NEDO 助成事業では、助成金の交付は機関毎となります。従って、提案者とは異なる大学等に所属する研究者は、提案者と共同で助成事業を実施する主任研究者となります（主任研究者の要件を満たしていることが必要です）。
共同研究等について	共同研究等とはどういったものですか？	企業と実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用等を行うものです。
	研究インターンシップを活用した共同研究とはどういったものですか？	登録研究員となる学生等が、共同研究等を実施する企業の研究所等において、一定期間、本事業に係る研究開発を行うことを想定しています。 研究インターンシップ期間の、企業から大学等への人件費等を、共同研究等費として取り扱います（大学等の研究員費として費用計上してください）。
	クロスアポイントメント制度を活用した共同研究とはどういったものですか？	クロスアポイントメント制度とは、研究者等が 2 つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究開発及び教育等に従事することを可能にする制度です。 本事業におけるクロスアポイントメント制度を活用した共同研究とは、主任研究者もしくは登録研究員が企業の研究所等に雇用され、本事業に申請する共同研究等に従事することを想定しています。 なお、企業の研究者等が大学に雇用され、本事業に申請する共同研究等に従事する場合において、当該業務に係る給与が企業から大学経由で支払われる場合、これを共同研究等費として取り扱います。

	研究開発を実施する場所は、所属する大学等に限られますか？	研究実施場所は、所属する大学等に限らず、共同研究等を実施する企業の研究所等でも構いません。但し、助成事業を実施するにあたって届出が必要です。
	既に企業と共同研究等を実施している場合、マッチングサポートフェーズへの応募は可能ですか？	マッチングサポートフェーズは、NEDO 及び NEDO がマッチング支援業務を委託するマッチングサポート委託機関により、企業との共同研究等の機会を創出し、共同研究等の形成を支援するフェーズです。マッチングサポートフェーズの提案書では、「提案時点において、提案する技術に関して企業と共同研究等を行っていないことの確認」をさせていただきます。 なお、提案時点において共同研究等を行っている企業とは異なる出口での実用化（共同研究等）を目指して研究開発を行おうとする場合に、その研究開発をマッチングサポートフェーズに提案することは可能です。
	応募前から既に実施している企業との共同研究等についても、共同研究フェーズに応募することは可能ですか？	共同研究フェーズの応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に開始されるもののみです。既に実施している共同研究等については、これまでのものと本事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として、共同研究等の実施に係る企業との合意書を作成してください。
共同研究等を実施する企業について	共同研究等を実施する企業はどういったところが対象となりますか？	共同研究フェーズにおいては、交付決定（採択決定後）までに日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）、及び技術研究組合が対象となります。規模の大小、大学発ベンチャー等の提案者（大学等）との関係は問いません。研究者自身が立ち上げたスタートアップとの共同研究等も対象となります。 なお、大学等と企業が共同で研究開発を行い、事業終了後に共同研究等を実施した企業が実用化することを想定した事業であるため、ベンチャーキャピタルとの共同研究等は対象となりません。
	複数の企業との共同研究等は可能ですか？	可能です。 共同研究フェーズにおいては、共同研究等を実施する複数の企業からの共同研究等費用の総額が、NEDO に申請する助成金の額と同額以上であることが必要です。同一の技術研究組合に属する複数の企業との共同研究等の場合も同様です。 スタートアップ課題解決支援型においては、公募要領にて定義するスタートアップを 1 社以上含む共同研究等が対象です。但し、提案する研究開発において解決を目指すスタートアップの課題、及び各企業の役割については提案書に記載いただき、スタートアップ課題解決支援型事業の目的達成に資するかの観点を踏まえて審査されます。
	複数の企業と共同研	提案いただく研究開発の目的が「スタートアップが直面している技術

	<p>究等を実施する場合、その中にスタートアップが1社でも含まれていれば、スタートアップ課題解決支援型へ応募できますか？</p>	<p>的課題の解決を目指すもの」であればご応募いただけます。但し、提案いただく研究開発の目的が「スタートアップが直面している技術的課題の解決を目指すもの」でない場合は、仮にスタートアップが含まれていたとしてもスタートアップ課題解決支援型へご応募いただくことはできませんので、ご注意ください。</p>
	<p>同一企業との共同研究等について、本事業に複数応募することは可能ですか？</p>	<p>可能です。</p> <p>但し、事業目的・研究開発内容が同様の提案で複数応募することはできません。また、採択決定後に、複数の提案を1つにまとめることもできません。</p> <p>なお、応募する共同研究等のそれぞれについて、NEDOに申請する助成金の額と同額以上の、企業からの共同研究等費用の計画が必要となります。</p>
	<p>複数の企業とそれぞれ異なる共同研究等を実施している場合、本事業に複数応募することは可能ですか？</p>	<p>可能です。共同研究フェーズとスタートアップ課題解決支援型の両方に応募することも可能です。但し、事業目的・研究開発内容が同様の提案で複数応募することはできません。</p> <p>なお、共同研究フェーズにおいては、応募する共同研究等のそれぞれについて、NEDOに申請する助成金の額と同額以上の、企業からの共同研究等費用の計画が必要となります。</p>
	<p>今後立ち上げ予定のスタートアップも対象となりますか？</p>	<p>スタートアップ課題解決支援型におけるスタートアップの定義は、「2023年4月1日」を基準日としております。2023年4月1日までに法人登記が完了するのであれば、対象となり得ます。</p>
	<p>スタートアップとベンチャーとの違いがよく分からないのですが、ベンチャーであればスタートアップに該当すると考えてよいでしょうか？</p>	<p>スタートアップ課題解決支援型におけるスタートアップの定義は、2023年4月1日時点において、①中小企業基本法に基づく中小企業に該当し、かつ、②設立15年未満の企業となります。この定義に該当する場合は対象となります。</p>
	<p>スタートアップに該当することを証明する書類、例えば法人登記簿の提出などを求められることはありますか？</p>	<p>原則として必要ありません。提案書に記載・添付された会社ホームページや会社案内等で確認させていただきます。但し、必要に応じて、個別に情報を確認させていただく場合があります。</p>
<p>大学等と企業との共同研究等の契約について</p>	<p>企業との共同研究等の契約書をNEDOに対して提示する必要はありますか？</p>	<p>原則として必要ありません。応募する事業期間分の共同研究等の実施については、企業と合意書を締結し、交付申請時に提出していただきます。</p>
	<p>合意書への企業側の記名者は、代表者（代表取締役等）にする必</p>	<p>合意書への記名者は、共同研究契約等に責任を持つ方となります。必ずしも代表者（代表取締役等）である必要はありません。</p> <p>なお、合意書は、採択決定後、交付申請時に提出していただきます</p>

	要がありますか？	ので、応募の時点で提出いただく必要はありません。
	企業との共同研究契約は年度毎の更新になるのですが、応募できるのは最初の契約期間分だけでしょうか？	応募する事業期間分の共同研究等の実施については、企業と合意書を締結し、交付申請時に提出していただきます。応募時点において、大学等と企業との間で、応募する事業期間分の契約が更新される予定があることが前提となります。
	企業との共同研究等契約書は、本事業以外の内容（実施内容、金額、研究者等）を含んでも構わないですか？	企業との共同研究等契約書を NEDO に対して提示する必要は原則としてありません。応募する事業期間分の共同研究等の実施については、企業と合意書を締結し、交付申請時に提出していただきます。
主任研究者・登録研究員について	若手の要件を満たしていれば、教授や非常勤講師でも応募可能ですか？	主任研究者・登録研究員のいずれの場合も、若手の要件を満たし、所属する大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていれば、役職は問いません。
	外国籍の研究者の応募は可能ですか？また、応募時の提出書類（提案書等）を英語等で記載することは認められますか？	応募は可能です。「日本国内に所在する大学等に所属しており、交付決定までに所属する大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されている」研究者であれば、国籍は問いません。 但し、提案書等については、日本語で記載してください。また、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の助成事業に係る事務手続き、及び研究開発マネジメント等における、NEDO や NEDO が委託する機関、マッチング先の企業等とのやり取りも、全て日本語で行える（またはその体制を有する）ことが要件となります。
	一般社団法人、一般財団法人からの応募は可能ですか？	対象となりません。 但し、大学等の共同研究等実施先(企業)となることは可能です。 また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(公益法人認定法)により公益性の認定を受けた一般社団法人(公益社団法人)、一般財団法人(公益財団法人)」は対象となります。
	博士前期・後期課程、修士課程、学部学生等が主任研究者となることは可能ですか？	主任研究者は、助成事業の責任者となります。本助成金については、大学等に対して交付するものですが、学生の立場で助成事業の責任者となることは困難と考えられることから、学生は主任研究者にはなれません。
	博士前期・後期課程、修士課程、学部学生等（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	可能です。 但し、日本国内に所在する大学等に所属しており、交付決定までに、交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていることが必要です。
	学生を研究に参加させる場合、必ず登録研究員としなければいけないの	研究者として本助成事業に直接従事し、事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う場合や、人件費や旅費、学会参加費などを計上される場合は、全て研究員登録を行う必要があります。単に教育の一環

でしょうか？	として研究に参加させる場合は不要です。
採択された後に登録研究員を追加することは可能ですか？	<p>可能です。</p> <p>採択決定後、交付申請時に、NEDO に相談の上、申請してください。但し、提案書に記載する内容（「2. 研究開発体制」）は全て審査対象ですので、よくご検討の上、記載してください。</p> <p>なお、交付決定後（事業期間中）も同様に登録研究員を追加することは可能です。</p>
他の大学等の研究者（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	<p>NEDO 助成事業では、助成金の交付は機関毎となります。従って、提案者とは異なる大学等に所属する研究者は、提案者と共同で助成事業を実施する主任研究者となります（主任研究者の要件を満たしていることが必要です）。研究者が学生の場合は、主任研究者となれないため、提案者の所属する大学等との間で、交付決定までに守秘義務を含む雇用契約が締結されていれば、研究員として登録することが可能です。</p>
共同研究等を実施する企業の研究者（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？	<p>例えば、出向等により、交付対象の大学等と雇用契約が締結されている企業の研究者は、大学等の研究員として登録することが可能です。</p>
45歳以上の研究者（例えば同じ研究室の教授等）を研究員として登録することは可能ですか？	<p>できません。本事業の対象者は、主任研究者及び登録研究員ともに、助成事業の開始年度の4月1日時点において45歳未満の研究者のみです。（※ライブイベントによる年齢要件の特例を除く）</p>
事業期間中に45歳以上になった場合でも、事業は継続可能ですか？	<p>可能です。マッチングサポートフェーズから共同研究フェーズに移行する場合も同様に、事業期間中に45歳以上になっても継続可能です。</p>
「出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者」については年齢要件が50歳未満とのことですが、これに該当するかの条件を教えてください。	<p>当該要件は、ダイバーシティの拡大推進の観点から、実際にライブイベントに伴って研究の継続に困難があった方を想定しています。目安として、合計で1ヶ月程度以上の産休、育休、介護休を取得された場合となります。</p> <p>なお、証明書類の提出は不要ですが、提案書の記載内容については、当該要件に限らず、必要に応じてNEDOから確認をさせていただく場合があります。提案書に不備（虚偽）が発覚した場合は、受理後であっても、無効となる場合があります。</p>
産休2週間、育休2	産休、育休、介護休を別々に取得された場合も、その合計が1か

	週間、介護休 1 週間と、それぞれバラバラに取得した場合も年齢緩和要件の対象となりますか？また、取得した時期がそれぞれ離れていても大丈夫でしょうか？	月程度以上であれば対象となります。また、取得された時期が離れていても対象となります。
	「育休」としてまとまった休みは取っていないのですが、都度「有休」を取得して育児に参加しております。こうした「有休」も対象となりますか？	基本的には「産休・育休」といった制度を活用された方を想定しておりますが、特別な事情により、こうした制度を活用できず、やむを得ず「有休」で対応された場合は対象となります。具体的には、雇用形態（例えば非常勤であること）などにより、「産休・育休」制度が整備されていない場合などが対象となります。
	「時短勤務」や「在宅勤務（テレワーク）」についても、期間算定の対象となりますか？	育児や介護のために時短勤務を活用された場合は、本来の勤務時間との差分が対象となります（裁量労働制の場合は対象となりません）。 在宅勤務（テレワーク）については対象となりません。
	産休、育休、介護休の取得について証明書類の提出は求めないとのことですが、大学等に問合せがいくことはありますか？	原則としてありません。但し、必要に応じて、個別に状況を大学等に確認させていただく場合があります。
	年齢要件の特例について、男性も対象となりますか？	対象となります。
所属機関の変更について	交付決定後、主任研究者の所属機関が変更となった場合はどうなりますか？	<p><事業を継続する></p> <p>事業を継続する場合は、NEDO に対して A. 移動先の大学等で事業を継続する場合…事業承継承認申請書（交付申請書様式第 8 - 1 / 8 - 2）、又は B. 主任研究者を変更して元の大学等で事業を継続する場合…事業計画変更承認申請書（交付申請書様式第 6）を提出してください。</p> <p>なお、主任研究者を変更して事業を継続する場合、主任研究者を 45 歳以上の研究者に変更すること、交付対象外の機関に所属する研究者に変更することはできません。</p> <p><事業を中止する></p> <p>事業の継続が難しい場合には、NEDO に対して助成金交付申請取下げ届出書を提出してください（交付申請書様式第 5）。</p>

研究開発の内容		
研究開発分野について	ELSI等の人文社会学研究は対象となりますか？	助成事業の研究テーマとなるのは、企業との共同研究等により、我が国における新産業の創出や産業技術力の向上につながるものです。ELSI等に関する学術研究は対象にはなりません。ELSI等に関する研究成果を、企業との共同研究等に発展させて産業に応用されることを目指すものは対象となります。
実用化について	実用化に向けた研究開発に対して助成することのことが、実用化はいつ頃の想定ですか？	本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から5年後までの実用化を目指す研究開発（技術シーズ）を対象としています。 なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物（サービス等含む）の社会的利用（顧客への提供等）が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の段階のものを指します。
研究開発計画の変更について	交付決定後、事業期間途中で研究開発の目的・目標等の変更は認められますか？また、共同研究等を実施する企業の変更は認められますか？	<p><目的・目標の変更> 出口イメージ（研究開発成果の応用先）等の目的及び目標については、変更申請内容を踏まえ、審査等により変更の可否を判断します。</p> <p><事業期間の変更> 事業期間の変更については原則認められません。 但し、何らかの理由により、交付決定期間の上限（マッチングサポートフェーズ：1年、共同研究フェーズ：2年）内での事業期間の延長・短縮を希望される場合は、別途ご相談ください。</p> <p><交付決定額の変更> 交付決定額の変更については原則認められません。 但し、何らかの理由により研究内容の見直し等が必要な場合は、別途ご相談ください。</p> <p><共同研究等を実施する企業の変更> 共同研究等を実施する企業の変更は認められませんが、企業の追加については、正当な理由（実用化上の必要性、研究開発の加速等）がある場合、審査等により変更の可否を判断します。</p>
成果について	本事業以外の成果（企業単独の研究開発成果等）と組み合わせて実用化を目指しても問題	<p>問題ありません。</p> <p>但し、本事業と本事業以外のものについては、研究開発の実施内容、資金等が分けて整理されている必要があります。</p> <p>成果の発表等についても、本事業以外の、例えば同じ研究室の教</p>

	ないですか？	授等（45 歳以上の研究者）が実施する研究開発の成果と組み合わせることも問題ありません。
出口イメージについて	共同研究フェーズやスタートアップ課題解決支援型に応募する場合、提案書に記載する出口イメージは、共同研究等の成果としての出口ですか？それとも企業（スタートアップ）の事業としての出口ですか？	本助成事業において実施する共同研究等の成果が、どのように産業に活用されるかの出口を記載してください。
事業期間・事業規模（助成対象費用）		
事業期間について	事業期間は○年以上といった決まりはありますか？	1 年間の提案でも構いません。但し、実用化に向けた適切な計画としてご提案ください。
事業中の評価（ステージゲート審査、中間評価）について	ステージゲート審査（マッチングサポートフェーズ）はどのような審査ですか？	<p>マッチングサポートフェーズの期間中に企業との共同研究等の形成に至った場合は、1 年目終了前および 2 年目終了前に、外部有識者によるステージゲート審査を行い、共同研究フェーズでの助成事業実施の可否を審査します。1 年目終了前のステージゲート審査で合格した場合は、マッチングサポートフェーズでの事業を終了し、2 年目から共同研究フェーズでの事業を開始します。共同研究フェーズでの助成事業期間・助成金額は、公募での採択の場合と同様、最大 3 年間・3,000 万円以内／年（NEDO からの助成金の上限額）です。</p> <p>ステージゲート審査では、「マッチングサポートフェーズの研究開発進捗・成果の妥当性」、「共同研究フェーズの実施計画の妥当性」、「実用化の見通し（技術的観点、企業との共同研究開発体制）」等を審査します。</p>
	マッチングサポートフェーズの期間中に、NEDO のマッチング支援によらず、自力で共同研究等の相手先となる企業を見つけきた場合も、ステージゲート審査を受けることはできますか？	<p>可能です。</p> <p>但し、提案時点において、提案する研究開発について、当該企業と共同研究等の検討がされていないことが条件です。</p> <p>なお、マッチングサポートフェーズにおいては、自発的なマッチング活動に係る費用も直接経費に計上いただくことが可能です。（自発的なマッチング活動に係る費用に該当するかについては、助成事業開始後に、具体的な内容を以て NEDO にご相談ください。）</p>
	中間評価（共同研究フェーズ）はどのような審査	共同研究フェーズの助成事業期間は最大 3 年間（4 か年度）ですが、助成金の交付決定期間は 2 年間（3 か年度）となります。共

	<p>査ですか？</p>	<p>同研究フェーズの事業期間が 2 年間を超える場合は、2 年目終了前に、外部有識者による中間評価を実施し、研究開発実施内容の見直しや、研究開発の中止など、3 年目の助成事業継続の可否を審査します。</p> <p>中間評価では、「研究開発進捗」、「実用化の見通し（技術的観点、企業との共同研究開発体制）」等を審査します。</p>
	<p>スタートアップ課題解決支援型の事業期間は来年の 2 月末までとのことですが、来年の 3 月以降に共同研究フェーズへ移行する仕組みはありますか？</p>	<p>スタートアップ課題解決支援型は、2022 年度の補正予算で実施する事業で、企業（スタートアップ）との共同研究等を支援する事業（制度上は共同研究フェーズに含まれる事業）となります。従って、スタートアップ課題解決支援型から共同研究フェーズへ移行する仕組みはありません。スタートアップ課題解決支援型の成果を発展させて共同研究フェーズでの事業実施を希望される場合は、新規に公募へ応募していただくこととなります。</p>
事業規模について	<p>NEDO に申請する助成金の下限はありますか？</p>	<p>助成金の申請額の下限はありませんが、採択審査においては、研究開発の成果が産業に応用される可能性も評価されます。したがって、提案内容（研究開発予算を含む）が、実用化に向け、適切なものであるかが審査されます。</p>
企業からの共同研究等費について	<p>共同研究フェーズにおける、企業からの共同研究等費と、NEDO からの助成金の関係を教えてください。</p>	<p>共同研究フェーズは、企業から大学等に対して共同研究費等の資金提供がなされる研究開発について、その資金と同額以下を NEDO が助成するものとなります。（すなわち NEDO は、共同研究フェーズの研究開発事業に要する経費総額（6,000 万円以内/年）の 1/2（3,000 万円以内/年）を助成します。）</p> <p>費用の計上及び検査にあたっては、助成対象費用となる事業費総額（企業からの共同研究等費 + NEDO からの助成金）についての使途を申請いただきます（資金ごとではなく、全体についての申請となり、NEDO と企業が 1/2 ずつ負担したと見なします）。交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲で計上が可能です。なお、企業からの共同研究等費を含む本事業の経費で取得した 50 万円以上の機械装置等は処分制限の対象となります。</p>
	<p>スタートアップ課題解決支援型における、企業からの共同研究等費と、NEDO からの助成金の関係を教えてください。</p>	<p>スタートアップ課題解決支援型は、大学等に所属する若手研究者が、スタートアップと共同研究等の実施に係る合意書を締結し、研究開発を実施するものについて、NEDO が 2,000 万円を上限として助成するものとなります（助成率：定額（= 1/1））。企業からの共同研究等費の金額は問いません。</p>
	<p>共同研究フェーズにおいて、企業からの共同研</p>	<p>本事業は 1/2 助成です。提案書に記載する「企業から支払われる共同研究等費用」は、「NEDO に申請する助成金」と同額としてくださ</p>

	<p>研究等費が、NEDO に申請する助成金の額より多くても問題ないですか？</p>	<p>い。</p> <p>なお、別の研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として整理されていれば、本事業とは別に当該企業と共同研究等を行っていても問題ありません。</p>
	<p>共同研究フェーズにおける、企業からの共同研究等費の間接経費率について教えてください。</p>	<p>共同研究フェーズでは、研究開発事業に要する経費の総額について、企業とNEDOが1/2ずつ負担したと見なします。</p> <p>したがって、直接経費の額と間接経費の額（直接経費の30%）は、企業からの共同研究等費とNEDOからの助成金で、基本的に一致することとなります。なお、企業からの共同研究等費に係る間接経費の用途については、NEDOへの報告およびe-Radにおける報告は不要となります。</p>
	<p>共同研究フェーズにおける、企業からの共同研究等費に、企業の研究者の人件費等を含むことは可能ですか？</p>	<p>できません。対象となるのは、企業から大学等に支払われ、大学等が直接支出する経費のみです。</p>
	<p>スタートアップ課題解決支援型において、スタートアップとの共同研究契約が0円でも問題ないでしょうか？</p>	<p>問題ありません。スタートアップ課題解決支援型においては、企業からの共同研究等費の金額は任意となります。但し、提案する研究開発における企業（スタートアップ）の役割は、提案書に記載することとなっています。</p>
助成対象となる費用について	<p>助成事業費として計上できるものには何がありますか？</p>	<p>計上可能な費用については、「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」を参照してください。主任研究者の人件費も計上可能です。</p> <p>https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html</p>
	<p>助成事業費の全額を主任研究員の人件費に充てることは可能でしょうか？</p>	<p>可能です。</p> <p>助成事業費の各費目の割合に上限は設けておりません。</p>
	<p>助成事業費での委託や外注は可能ですか？</p>	<p>本事業では委託費は計上できません。</p> <p>外注費の計上は可能ですが、助成事業の本質的な部分（研究開発要素のある業務）は、外注することはできません。なお、共同研究フェーズにおいて、共同研究等先の企業を外注先（設備備品、消耗品等の調達を含む）とすることは原則できません。例外として、2者以上が見積競争、入札等の結果、経済合理性が確認できる場合のみ共同研究等先を外注先の対象とすることが可能です。</p>

	40歳未満の研究者の「自発的な研究活動」を本事業の従事時間に含めることはできますか？	本事業の推進に資する自発的な研究活動については可能です。実施にあたっては、所定の申請手続きおよび実施内容の報告が必要となります。
	間接経費は対象となりますか？	対象です。間接経費は、原則として、直接経費の30%とします。
助成金の支払について	助成金はいつ支払われますか？	毎年度末ごとの検査（実施時期は翌年度）または事業終了時の検査で、助成金の額を確定します。 支払は年4回の概算払で行います（少なくとも年1回の概算払が必須です）。
e-Rad 関係		
e-Rad での申請について	提案書類はメールで提出しますが、e-Rad でのアップロードも必要ですか？	不要です。e-Rad での申請においては、ファイルのアップロードは一切しないでください。
	e-Rad での申請において、研究分担者の記入はどうすればいいですか？	助成金の分配を受ける研究者の情報を記入して下さい。他機関共同研究者に加え、提案者と同一の機関に所属するが学内で資金配分を受ける研究者についても、大学等の規定に則って記入して下さい。
	共同研究フェーズに応募する場合、企業も e-Rad に登録する必要はありますか？	必要ありません。助成金の交付先となる大学等のみ登録して下さい。
	e-Rad で登録する研究分野が、提案書に記載する技術分野（別紙1「技術キーワード一覧」）と一致しませんが、どうすればいいですか？	提案書の技術キーワードは、別紙1「技術キーワード一覧」から選択して記載して下さい。e-Rad で登録する研究分野は、提案書で記載した技術キーワードに近いものを選択して下さい。
その他		
重複申請について	NEDO や JST 等の他事業と同時に応募することは可能ですか？	可能です。 但し、同一の事業目的・研究開発内容で、既に国の予算を原資とする事業（他府省の事業を含む）に採択されている場合、本事業に応募することはできません。 また、応募後に、同一の事業目的・研究開発内容で他事業での採択が決定した場合、重複して本事業の助成を受けることはできません。
提案書類の提出について	提案書類一式は、Mac で作成しても良いでしょうか？	Mac で作成されたファイルは、NEDO のシステムでは、ファイルが開けない、文字化けする、等のエラーが生じることが多くあります。必ず Windows でファイルを開いて確認してからご提出ください。

	提案書類一式は、メールへの添付でなく、ファイル送受信システムで提出しても良いですか？	大学等で使用されているファイル送受信システムは、多くの場合、NEDO からアクセスできません。提案書類一式は、原則としてメール添付でご提出ください。難しい場合は、公募要領等に記載の問い合わせ先までご相談ください。
産業財産権について	本事業の成果により得られた知的財産の取り扱いはどうなりますか？	本事業は助成事業のため、知的財産は大学等（及び共同研究等を実施する企業）に帰属します。
	特許を出願する場合、事前に NEDO へ報告する必要はありますか？	特許の出願の他、取得、譲渡、実施権の設定等については、助成事業の進捗把握のため、事前の報告をお願いしています。 また、年度ごとに提出していただく実績報告書、及び助成事業完了年度の翌年以降 5 年間提出していただく実用化状況報告書にて、産業財産権の出願、取得等の状況を報告していただきます。
事業費で取得した財産の取扱いについて	本事業で取得した財産（機械装置等）の帰属はどうなりますか？	事業者へ帰属します。但し、基本的には、助成金の交付目的以外での使用は認められません（競争的研究費のルールに従います）。 なお、取得価格が 50 万円以上の財産については、補助金等適正化法に基づく処分制限の対象となります。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html
収益納付について	事業成果に基づいて収益が生じた場合はどうなりますか？	助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間において、事業成果の実用化等（産業財産権等の譲渡等含む）により、助成金の交付先となる大学等に収益が生じたと認められたときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。
	本事業の成果を企業が製品化・実用化した場合、企業の収益も収益納付の対象となりますか？	助成金の交付先の大学等のみが収益納付の対象となるため、企業の収益は対象外です。
	本事業の成果により、大学等が製品化・実用化等による収益が生じることはほとんどないと思うが、他にどういったものが収益納付の対象となりますか？	サンプルの有償提供、産業財産権の譲渡・実施料等が対象となります。
次回公募について	今回追加されたスタートアップ課題解決支援型は、次回の公募でも募集がありますか？	スタートアップ課題解決支援型は 2022 年度の補正予算で実施するもので、今回のみの公募となります。

2020.03.10 作成

2023.03.02 最終更新